起業者は岩手県教育委員会との協議により記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令による第4種第1級の規格に基づき、4車線のバイパスの建設及び現道を4車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和13年3月5日に決定され、平成14年6月28日付けで変更決定された都市計画と交差点部の幅員及びのり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生していることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、盛岡市長等より、本件事業の整備促進について強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　岩手県盛岡市役所

○関東地方整備局告示第二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	茅野市金沢字ケカチ坂五三六〇番五地先から同市宮川字中野六六三三番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年二月一日

○九州地方整備局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年二月一日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　佐賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年九州地方整備局告示第四十七号佐賀都市計画道路事業三・四・十六号城内線

三　事業施行期間　自平成十七年三月二十九日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年二月一日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　佐賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　佐賀都市計画道路事業三・四・十六号城内線

三　事業施行期間　自平成二十三年二月一日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　佐賀県佐賀市本庄町大字本庄字一本谷、二本谷、四本谷、五本杉及び十五畷地内

使用の部分　佐賀県佐賀市本庄町大字本庄字一本谷、二本谷、四本谷及び十五畷地内

○九州地方整備局告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年二月一日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　佐賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年九州地方整備局告示第二号佐賀都市計画道路事業三・三・三十号与賀町鹿子線

三　事業施行期間　自平成十九年一月十一日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年二月一日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　佐賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十三年建設省告示第二千七百六十七号佐賀都市計画公園事業五・五・二号佐賀城公園

三　事業施行期間　自昭和四十三年九月二十日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第十一号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する同法第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十三年二月一日

北海道開発局長　高松　泰

一　登録建築物調査機関の名称

日本都市設計株式会社

二　住所

北海道札幌市中央区南九条西六丁目一番三十七号

三　代表者名

代表取締役　武部　幸紀

四　登録年月日

平成二十三年一月十七日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

日本都市設計株式会社　北海道札幌市中央区南九条西六丁目一番三十七号